

令和7年度第1回奈良県建築審査会 議事要旨

1 日 時：令和8年2月17日（火）

午後2時00分～午後3時00分

2 場 所：オンライン開催と対面開催の併用開催

（事務局は修徳ビル 地下1階会議室から参加）

3 出席者

（1）委 員：久保会長、島本委員、田中委員、大谷委員、津田委員、朝岡委員、
吉尾委員

（2）事務局：堂崎建築安全課課長、山本建築安全課課長補佐、村木同課係長、
前島同課係員、石田同課係員

4 傍聴者：なし

5 議事の経過

○堂崎課長挨拶、出席委員紹介、会長挨拶

○今年度就任の島本委員挨拶

○事務局より委員7名の出席があり奈良県建築審査会条例第5条第1項の規定に基づき審査会が成立している旨の報告がされた。

○議事録署名委員の選出

議事録の署名委員に朝岡委員が選出された。

○公開・非公開について

・事務局が、事務局案を説明。

・「2. 会議の公開の基準」ただし書き（公開しないもの）のうち、項目ア、議案の内容が奈良県情報公開条例第7条第二号（個人に関する情報）に該当する情報は非公開とし、それ以外を公開とする。

議題1) 報告案件1

建築基準法第43条第2項第2号許可について

会 長 事務局に報告を求める。

事 務 局 （内容の説明）

会 長 委員の意見・質問を求める。

会 長 意見・質問がないことを確認する。

議題2) 報告案件2

建築基準法第44条第1項第2号許可について

会 長 事務局に報告を求める。

事 務 局 (内容の説明)

会 長 委員の意見・質問を求める。

会 長 意見・質問がないことを確認する。

議題3) その他

全国建築審査会長会議の報告について

会 長 事務局に報告を求める。

事 務 局 (内容の説明)

会 長 委員の意見・質問を求める。

会 長 意見・質問がないことを確認する。

建築基準法第3条1項3号活用について

会 長 事務局に報告を求める。

事 務 局 (内容の説明)

会 長 委員の意見・質問を求める。

田中委員 県内には建築基準法第3条1項3号に該当する建築物は多数存在すると思われるが、どの程度の件数を想定しているのか。

事 務 局 奈良県では文化財保護条例に該当する建築物は多いが、建築基準法第3条1項3号を活用する場合、維持管理等について所有者負担も大きいため、申請件数は多くはないと想定している。奈良市にも同制度はあるが、申請実績はない。

会 長 奈良市で制度を創設してから、どのくらいの期間が経ったのか。

事 務 局 手元にデータがなく正確な時期は不明だが、数年前である。

朝岡委員 建築基準法が適用除外となる場合、安全性の観点から代替措置が求められるとの説明があったが、こうした代替措置や安全性に関する要件も、条例の中で定めることになるのか。

事 務 局 基本的に、条例において代替措置を定めることは想定しておらず、各案件について当審査会で審議していくことになる。条例では、対象とする建築物の範囲や手続きの流れ等を定めていくことになると考えている。

会 長 現段階で、どこかから相談は寄せられているのか。

事 務 局 一市から今後、町家等を活用していくにあたってこの制度を活用していきたいという相談はきているが、具体的な物件などは決まっていない。

会 長 他に意見・質問がないことを確認する。

○事務局 令和7年度第1回奈良県建築審査会を閉会する。

以 上